

学校いじめ防止基本方針



令和7年4月
四日市市立中部中学校

はじめに

いじめは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第1条に、「いじめを受けた児童等は教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるもの」とあるように、決して許される行為ではありません。

いじめを受けた生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめを行った生徒にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

令和4年に生徒指導提要が改定され、子どもがなりたい自分を目指し、自分の幸せと社会の発展のために頑張れるよう、大人が支えることの大切さが示されました。また、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、子どもの権利を守ることが法で示されました。これらを踏まえて、引き続き、いじめの未然防止やいじめを許さない子どもを育てるこことを目指します。

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取組んできたことや今後大切にしていく取組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合、学校はいじめという言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応も可能であるが、法が定義するいじめには該当する。

第1章 いじめ防止に向けた学校の役割と学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 いじめの防止

あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安全・安心に生活できる学校づくりを行います。生徒が主体になっていじめを許さない環境づくりを進めるため、発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援していきます。また、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたります。いじめを絶対に許さず、いじめを受けた生徒を守り抜くとともに、いじめが繰り返されるこの内容に組織的に対応します。

教育活動を通じ、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような「授業づくり」や「集団づくり」を行います。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。

(1) 「授業づくり」

①学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」「わかる授業」を行い、補充指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進しています。

(2) 「集団づくり」

①規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」

中部中学校区学びの一体化の取組の一環として、社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることのできる規範意識の共通認識を図っています。

②良好な人間関係がある「集団づくり」

学級や学校をすべての生徒が安心・安全に生活できる場所にします。また、日々の授業や行事等において、すべての生徒が共に高め合い、活躍できる場面を多くします。また、人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む異年齢交流を行うとともに、生徒の主体的な活動を重要な取組みとして位置づけ、生徒会が中心となって、いじめのない学校づくりを推進します。

2 いじめ防止啓発

(1) 「『いじめ』に関する指導の手引」を有効活用しています。

①手引を基にして、いじめについての共通理解を図っています。

②「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしています。

(2) 「いじめや差別をなくすために私たちにできること～見直そう、振り返ろう～自らの人権感覚（学校関係者編）」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施しています。

(3) 国立教育政策研究所作成「いじめのない学校づくり」「いじめと向き合う」「いじめと暴力」「いじめ追跡調査 2010 - 2012 いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する」「学校と警察等との連携」を有効活用します。

(4) 生徒会による啓発活動や道徳的な教材を活用して全校でいじめ防止について意識の高揚を図り、生徒が安全・安心な生活ができるようにしていきます。

（5）各種相談機関を周知します。

- ①「いじめや体罰等に関する相談電話」(059-354-8169)
「発達障害、不登校等に関する相談電話」(059-354-8285)（教育委員会）
「青少年とその家庭の悩み相談電話」(059-352-4188)（こども未来部）
「人権に関する相談電話」(059-354-8610)（人権センター）
「文部科学省24時間こどもSOSダイヤル」(0570-0-78310)
（全国共通ダイヤル）
- ②「いじめ相談メール」(y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp)
「いじめ相談メール窓口」（四日市市HP掲載）
- ③SNS相談アプリの活用
 - ・児童生徒の学習用タブレット端末上に、いじめや自身の悩みを安心し相談できる環境を整備する。
- ④いじめ予防教育の実施
 - ・脱傍観者、SOSの出し方をテーマにしたいじめ予防授業を実施し、いじめ予防といじめ防止啓発を行う。
- ⑤いじめ相談室の設置
 - ・いじめ相談室（教育委員会・こども未来部）を設置し、来所相談を行う。
- ⑥スクールカウンセラーの設置
 - ・いじめを受けた生徒を最優先にスクールカウンセラーによる心のケアを行う。
また、必要に応じて、いじめを行った生徒にもつなげていく。
- ⑦スクールソーシャルワーカーの配置・活用
 - ・学校だけで解決が難しい対応に対してはスクールソーシャルワーカー等の専門家を配置し、問題解決に向けて支援する。
- ⑧スクールロイヤーの派遣・活用
 - ・いじめ等の諸課題の効率的な解決のため、教育委員会に派遣を要請する。

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの認識を持って、早い段階から当該生徒や保護者との確に関わりを持ち、隠したり軽視したりすることなく積極的に認知しています。

（1）日常的な取組み

- ①教職員による日常的な生徒との対話や観察、連絡帳等による児童生徒の変化やサインに気づくための指導をしています。そのため、マイプランニングノートを活用しています。
- ②いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしています。
- ③管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。
- ④教職員の情報共有を日常的に行い、学校全体で対応します。

（2）「教育相談アンケート」を毎学期1回以上の実施と面談等を実施し、いじめの状況を把握しています。また、毎月、タブレット端末を用いて、いじめアラートを確認し、早期対応に努めています。

- (3) 生徒に、「学級満足度調査（Q－U調査）」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。
- (4) 教育相談を実施しています。
 - ①「教育相談アンケート」「学級満足度調査（Q－U調査）」を基にして、教職員が生徒一人ひとりに対して面談による教育相談を毎学期実施し、生徒の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
 - ②「『いじめ』に関する指導の手引」の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。
- (5) スクールカウンセラー（臨床心理士等）とともに、被害生徒の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、加害生徒のケアも行います。
- (6) 緊急な被害生徒の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。
- (7) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
 - ①中学校用のデジタル教材「事例で学ぶ Net モラル」を道徳・社会科・技術科の授業や総合的な学習の時間等で活用します。
 - ②教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加します。
 - ③「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の保護者への呼びかけを実施します。

4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込みず、速やかに「学校いじめ・不登校防止対策委員会」に報告します。
- (2) 被害生徒を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) 被害生徒からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) 加害生徒からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の生徒からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることについて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。

第3章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

(1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

- ① 構成員は、管理職、各学年代表、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等です。なお、必要に応じて、学校づくり協力者会議代表や学校運営協議会代表の委員会への参加を依頼します。
- ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により、早期に解決を図ります。
- ③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、生徒及び保護者、教育委員会に報告します。
- ④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けています。

(2) 「生徒指導委員会」を行っています。

- ① 構成員は、管理職、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーです。
- ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について定期的に協議しています。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) P T A及び四日市版コミュニティースクールと協働しています。
- (2) 事案により、保育園、幼稚園、小学校、他の中学校と連携し、情報共有を行っています。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携しています。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第4章 保護者と生徒の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させない指導をお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どのこどもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめを許さない人間性を育み、日頃からいじめについての悩みがあったり、周りでいじめを発見したりした場合は、周囲の大人に相談するよう伝えてください。
- (2) こどものいじめを防止するために、学校や地域の人々など生徒を見守っている大人との連携に努めるとともに、協働していじめを許さない環境づくりに取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または連絡してください。
- (4) こどもがスマートフォン等デジタル端末を使用する際、保護者が責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行ってください。

2 生徒として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めてください。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の生徒に声をかけることや、周囲の人々に積極的に相談することなどに努めてください。

第5章 関係機関との連携

1 いじめに関わる主な機関との連携

(1) 市関係課との連携した取り組みの実施

- ①人権センター
- ②市民生活課多文化共生推進室
- ③男女共同参画課
- ④こども家庭センター
- ⑤こども未来課青少年育成室

(2) 学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）

- ①学校関係者と警察関係者による連絡会議を開催
- ②四日市南警察署関係課及び北勢少年サポートセンターとの定期的な情報交換の実施

(3) いじめに関わる他機関との定期的な情報交換の実施

- ①北勢児童相談所
- ②津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会
- ③四日市市PTA連絡協議会

第6章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の児童生徒及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ①児童生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な障害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。